

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
無効2020-890065 (審決取消) 令和3年(行ケ)第 10108号	チロリアンホルン	30	ZC 一部無効	商標法4条1項11号 【引用商標】 チロリアン 【第30類】「菓子、パン、ピザ」等→無効 「調味料、穀物加工品、きょうざ」等→無効不成立

< 審決要旨 >

(1) 請求人の標章「チロリアン」は、本件商標の登録査定日(平成29年1月10日)の時点で、福岡県を中心とした九州地方において、菓子の取引者、需要者の間で、特定の菓子(菓子「チロリアン」)のブランド名として広く認識され、全国的にも相当程度認識されていたものと認められる。

(2) 本件商標は、「チロリアン」の文字部分と「ホルン」の文字部分とを分離して観察することが取引上不自然であるほど不可分的に結合しているものとは認められない。そして、「チロリアン」は、菓子のブランド名として広く認識され、全国的にも相当程度認識されていたことに照らすと、相当程度強い印象を与え、本件商標の構成中「チロリアン」の文字部分は、独立して商品の出所識別標識として機能し得るから、本件商標から上記文字部分を要部として抽出し、これと引用商標とを比較して商標そのものの類否を判断することも許されるというべきである。

(3) 引用商標1は、「チロリアン」の文字を毛筆風で横書きに書してなり、「チロリアン」の称呼が生じる。

(4) そうすると、本件商標と引用商標1が本件商標の指定商品中の「菓子」と同一又は類似する商品に使用された場合には、その商品の出所について誤認混同が生ずるおそれがあるものと認められるから、本件商標と引用商標1は、全体として類似しているものと認められる。したがって、本件商標は、引用商標1に類似する商標である

(5) 以上のとおり、本件商標は、その指定商品中、「結論掲記の商品」について、商標法第4条第1項第11号に該当するから、同法第46条第1項の規定により、その登録を無効とし、その余の商品については、同法第4条第1項第7号、同項第11号、同項第15号及び同項第19号に該当するものではないから、その登録を無効とすることができない。

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
無効2020-89006 (審決取消) 令和3年(行ケ) 第10109号	ザリッチチロリアン	30	Z 無効	商標法4条1項11号 チロリアン 【引用商標】 【第30類】「菓子、パン、ピザ」等→無効

< 審決要旨 >

(1) 請求人の標章「チロリアン」は、本件商標の登録査定日(平成29年1月10日)の時点で、福岡県を中心とした九州地方において、菓子の取引者、需要者の間で、特定の菓子(菓子「チロリアン」)のブランド名として広く認識され、全国的にも相当程度認識されていたものと認められる。




(2) 本件商標は、本件商標において、「ザ」「リッチ」の文字部分と「チロリアン」の文字部分を分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとは認められない。そして、「チロリアン」は、菓子のブランド名として広く認識され、全国的にも相当程度認識されていたことに照らすと、相当程度強い印象を与え、本件商標の構成中「チロリアン」の文字部分は、独立して商品の出所識別標識として機能し得るから、本件商標から上記文字部分を要部として抽出し、これと引用商標とを比較して商標そのものの類否を判断することも許されるというべきである。

(3) 引用商標1は、「チロリアン」の文字を毛筆風で横書きに書してなり、「チロリアン」の称呼が生じる。

(4) そうすると、本件商標と引用商標1が本件商標の指定商品中の「菓子」と同一又は類似する商品に使用された場合には、その商品の出所について誤認混同が生ずるおそれがあるものと認められるから、本件商標と引用商標1は、全体として類似しているものと認められる。したがって、本件商標は、引用商標1に類似する商標である。

(5) 以上のとおり、本件商標は、商標法第4条第1項第11号に該当するものであるから、その余の無効事由について判断するまでもなく、本件商標の登録は、商標法第4条第1項の規定に違反してされたものである。したがって、本件商標は、同法第46条第1項の規定により、無効とすべきものである

無効2020-890066 「ザプレミアムチロリアン」 もほぼ同じ(省略)

審判番号	本願標章・指定商品	類	結論	適用条文と要旨（原登録商標）
不服2022-004913	第9類「スマートフォンやタブレット型コンピュータのタッチパネルを操作するためのペン型データ入力具」 	9	WY 登録	商標法64条 防護標章 第16類「鉛筆」原登録商標（登録6078470号） （色彩商標） 
<p><審決要旨></p> <p>(1) 請求人は、1958年から現在に至るまで、原登録商標と同一と認識できる色彩の組合せが商品全体を覆う態様で使用されている使用商品を、50年以上の長期間にわたって一貫して継続的に使用しているものである。また、使用商品は、長期間にわたって相当程度の売上高があることが認められ、高い市場シェアを有していることが認められる。さらに、請求人は、長期間にわたって使用商品に対する宣伝広告を行っていることが認められる。これらを総合すれば、原登録商標は、使用商品への長年の一貫した使用によって、請求人の業務に係る商品「鉛筆」を表示するものとして我が国の需要者の間に広く認識されているものと認められる。</p> <p>(2) 原登録商標は、上記のとおり、我が国の需要者の間に広く認識されているものと認められる。そして、使用商品「鉛筆」と本願標章の指定商品「スマートフォンやタブレット型コンピュータのタッチパネルを操作するためのペン型データ入力具」（以下「タッチペン」と呼ぶ。）の関連性を考えるに、タブレット型端末やスマートフォンが学校や職場を含む一般に普及している現状からすれば、両商品とも用途を共通にし、両商品は需要者を共通にするものである。また、請求人を含む文房具メーカーが「タッチペン」の製造を行っている事実もうかがえることから、その製造業者を共通にする場合もあるといえる。加えて、その販売場所を共通にする場合もあるといえる。以上を踏まえると、原登録商標と同一の構成態様からなる本願標章が他人によって本願標章の指定商品に使用された場合、その商品が請求人の業務に係る商品であるかのごとく、混同を生ずるおそれがあるものと判断するのが相当である。</p> <p>(3) 以上によれば、原登録商標は、請求人の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されており、原登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品である本願標章の指定商品について他人が原登録商標と同一の商標を使用することにより、その商品と自己の業務に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがあるものである。したがって、本願標章は、商標法第64条の規定する要件を具備する。</p>				
不服2022-004914	第9類「スマートフォンやタブレット型コンピュータのタッチパネルを操作するためのペン型データ入力具」 	9	WY 登録	商標法64条 防護標章 第16類「鉛筆」原登録商標（登録6078471号） （色彩商標） 